地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号該当契約（政策目的随意契約）の事後公表

番号	契約の名称	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方としての理由
1	五泉市文化展会場設営及び撤去業務	令和8年10月20日から 令和8年11月4日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和8年10月20日	133,001円	見積書の額が五泉市契約事務規則第４１条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。